

令和3年3月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車、電動アシスト自転車、充電器（草刈機用）、電気ストーブ（ハロゲンヒーター）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち石油ストーブ（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 10件
（うち自転車4件、充電器（草刈機用）1件、
フードミキサー（ブレンダー）1件、電動アシスト自転車3件、
電気ストーブ（ハロゲンヒーター）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
（うちインソール1件、電子レンジ1件、IH調理器1件、
介護ベッド1件、電気冷凍庫1件、
脚立（伸縮式、アルミニウム合金製）1件、電動アシスト自転車1件、
リチウム電池内蔵充電器1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800340、A201800586、A201900110、A201900122、A201900212、A201900235、A201900346、A201900865、A201901080、A201901134を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社アキボウが輸入した自転車について（管理番号：A201800340）

①事象について

株式会社アキボウ（法人番号：9120101000440）が輸入した自転車で走行中、前ホークが破断し、転倒、負傷する事故が発生しました。

調査の結果、当該製品は、溶接作業時に過剰な熱が加わったことで前ホーク母材の硬度が低下し、断面変化のある溶接止端部に鉛直方向の繰り返し荷重が加わったため、前ホーク肩部内側の溶接止端部に亀裂が発生、進展して破断したものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）10月9日にウェブサイトへ情報を掲載（2019年5月22日、対象モデル追加）し、対象製品について無償部品交換を実施しています。

③対象製品：リコール日、商品名、販売期間、対象台数

リコール日	商品名	販売期間	対象台数
2018年 10月9日	2011年～2012年モデル ABSOLUTE S 全カラー、全サイズ	2010年 11月30日～	10,480
	2013年～2014年モデル PALETTE 全カラー、全サイズ		
2019年 5月22日 (追加)	2015年～2016年モデル PALETTE 全カラー、全サイズ		7,088
合 計			17,568

2018年（平成30年）10月9日からリコール（無償部品交換）を実施

改修率：7.9%（2021年2月26日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数（原因調査中及び管理番号：A201800340を含む。）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	0	—
2019年度	1	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	0	—	2011年度	0	—
2016年度	1	重傷	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

<対象製品のシリアルナンバーと確認方法>

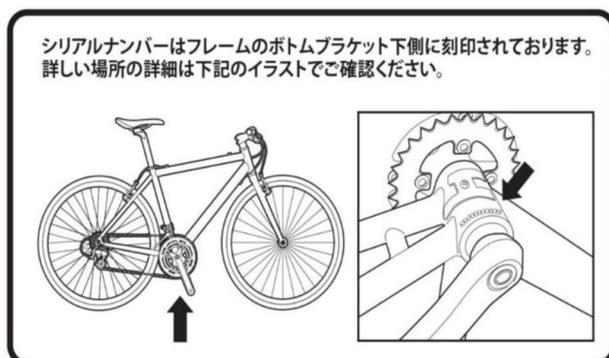
対象製品は、お持ちの保証書から下記リストの「車体 No.」を御確認下さい。紛失等により保証書から御確認できない場合は、下図のボトムブラケットの下側に記載されているシリアルナンバーを御確認下さい。

下記リストの「製造コード」と「車体 No.」を合わせた文字列が個別に与えられているシリアルナンバーとなり、車体に刻印されているシリアルナンバーが一致した場合、直ちに前ホークの交換をお願いします。

(シリアルナンバー)

	製造コード	車体No.
①	ICFJ11I	31549～32888
②	ICFJ11D	01549～07575
③	ICFU12G	09075～10579
④	ICFU12M	07198～07457
⑤	ICFU12O	04591～05485
⑥	FJ248IC	0001J～2500J
⑦	FJ023IC	0001J～0140J
⑧	FJ181IC	0846K～2145K
⑨	WBD335L	1391J～2920J
⑩	WBD019L0326K	

	製造コード	車体No.
⑪	WBD194L	0001K～2030K
⑫	WBD359L	0001K～2388K
⑬	WBDW59L1059K	
⑭	WBD056L0016L	
⑮	WBD056L	0302L～1835L
⑯	WBD088L	0001L～0889L
⑰	WBD089L0037L	
⑱	WBD091L	0033L～0940L
⑲	WBD132L	0001L～1200L
⑳	WBD132L8055L	



例えば、ボトムブラケット下部に「ICFU12G09075」と刻印されている場合、左のリスト③の範囲に該当する為交換が必要な自転車となります。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社アキボウ

電話番号：0120(557)144

受付時間：9時～12時、13時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.fujibikes.jp/pdf/20190527customers.pdf>

(2) ブリヂストンサイクル株式会社が販売した自転車について

(管理番号：A201900110、A201900865、A201901080)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が販売した自転車で走行中、転倒し、負傷する事故が発生しました。

調査の結果、当該製品は、ハンドルがロックされた状態で過大な力が加わると使用者に異常を知らせるためにハンドルロックのケースを意図的に破損させる設計であったが、ケースが破損すると内部のロックレバーの動きをガイドする溝が広がってロックレバーがカムから外れ、振動等でロックレバーが動いて意図せずロックが掛かる危険性に対して、技術的な保護対策が講じられていなかったため、ハンドルロックのケースが破損していた状態で走行した際に突然ハンドルがロックしたものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：16.1%（2020年12月16日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中及び管理番号：A201900110、A201900235、A201900865、A201901080を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	36	重傷	2014年度	0	—
2019年度	45	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(3) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について
(管理番号：A201900235)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷する事故が発生しました。

調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定されます。

なお、取扱説明書には、「インジケータが青であること。」、「かんぬきが完全に戻っていることを確認する。」旨、記載されており、使用者がハンドルロックの開錠を確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられます。

②以降については、6. (2) ②③④を参照して下さい。

(4) 株式会社サカソウインベントが輸入し、株式会社山善が販売した充電器（草刈機用）について（管理番号：A201900122）

①事件事象について

施設で株式会社サカソウインベント（法人番号：8140001036328）が輸入し、株式会社山善が販売した充電器（草刈機用）でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品の平滑用コンデンサーに不具合があったため、過電圧を生じて制御用トランジスターが短絡故障し、過充電保護機能が働かず、接続していたバッテリーへの充電が継続し、過充電状態になったリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火し、当該製品が類焼したものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）11月5日にウェブサイトにて情報を掲載し、対象製品について無償製品交換を実施しています。

③対象製品：商品名、JANコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	型番	販売期間	対象台数
YAMAZEN 充電器 BATTERY CHARGER 18V	4983771977190	LBC-2AJ120	2014年4月 ～ 2019年6月	49,049

2019年（令和元年）11月5日からリコール（無償製品交換）を実施
回収率：25.7%（2021年3月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2014年度以降の事故（原因調査中及び管理番号：A201900122を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	1	火災	2016年度	0	—
2019年度	2	火災	2015年度	0	—
2018年度	0	—	2014年度	0	—
2017年度	0	—			

＜対象製品の外観＞
充電器表面



充電器裏面



YAMAZEN
充電器 BATTERY CHARGER 18V
モデル LBC-2AJ120
入力: AC100V 周波数: 50/60Hz 50VA
出力: DC18V 1.5A
PS
JET
SAKASO INVENT

(参考) 交換対象製品の本体型番及び外観

LBC-18K/1825K/1825KX



LBC-200M



LBC-230T



LBC-280X



LK-1825L



LK-1825U/UB



DGT-1825



DK-1825



LBW-26



<対策前と対策済みの外観上の判別方法>

対策前 LBC-2AJ120



輸入時期：2014年4月～2019年6月

対策済み LBC-2AJ120A



判別方法

対策前

- 型番・・・ LBC-2AJ120
- 銘板ラベル・・・ 黒シールに白文字
- 電源コード・・・ 黒色



対策済み

- 型番・・・ LBC-2AJ120A
- 銘板ラベル・・・ 銀シールに黒文字
- 電源コード・・・ 黄色

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社サカソウインベント 充電器受付センター

電話番号：0120(309)799

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://sakaso-invent.com/2019/11/765/>

(5) 株式会社ジェ・ネットが輸入した電気ストーブ（ハロゲンヒーター）について
(管理番号：A201901134)

①事件事象について

株式会社ジェ・ネットが輸入した電気ストーブ（ハロゲンヒーター）を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品は、電源電線とヒーター管を接続する接続端子の接触不良等により、発熱・発火したものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、事故の再発防止を図るため、2001年（平成13年）11月28日、2007年（平成19年）3月27日及び同年12月25日に新聞社告を掲載し、対象製品について、使用の中止を呼び掛け、無償回収を実施しています。

③対象製品：機種・型式名、販売期間、回収対象台数

商品名：速暖ハロゲン遠赤外線ヒーター「ParaBIO」

機種・型式名	販売期間	回収対象台数
KSL-881	2001年10月～2001年12月	9,264
KSH-880	2001年9月～2002年1月	4,820
合計		14,084

2001年（平成13年）11月28日からリコール（無償回収）を実施
回収率：32.2%（2021年3月22日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数（原因調査中及び管理番号：A201901134を含む。）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	0	—
2019年度	1	火災	2013年度	0	—
2018年度	0	—	2012年度	0	—
2017年度	0	—	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	1	火災
2015年度	0	—			

<対象製品の外観>



KSL-881



KSH-880

④使用者への注意喚起

上記リコール対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償回収を受けていない方は、使用を中止していただくとともに、下記問合せ先に速やかに御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社ジェ・ネット

電話番号：0120(065)005

受付時間：10時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.je-net.co.jp/information.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、門田

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000988	令和3年1月12日	令和3年3月22日	石油ストーブ(開放式)	OHC-43C	三洋電機株式会社	火災 重傷1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が重傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岩手県	製造から25年以上経過した製品 令和3年1月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月10日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800340	平成30年7月19日	平成30年9月7日	自転車	PALETTE(2014年モデル)	株式会社アキボウ(輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、前ホークが破断し、転倒、負傷した。 調査の結果、当該製品は、溶接作業時に過剰な熱が加わったことで前ホーク母材の硬度が低下し、断面変化のある溶接止端部に鉛直方向の繰り返し荷重が加わったため、前ホーク肩部内側の溶接止端部に亀裂が発生、進展して破断したものと推定されるが、母材の硬度低下と亀裂発生との因果関係の特定には至らなかった。	大阪府	平成30年9月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成30年10月9日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:7.9%
A201800586	平成30年11月20日	平成30年12月28日	自転車	2010年度ABSOLUTE S	株式会社アキボウ(輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、前ホークが破断し、転倒、負傷した。 調査の結果、当該製品は、前ホークのクラウン部付近のホーク足後方に亀裂が生じ、使用中の疲労破壊に伴って亀裂が前方に進展したため、事故発生時に前方へ一気に延性破壊し、破断に至ったものと推定されるが、前ホークに亀裂が生じた原因の特定には至らなかった。	北海道	平成31年1月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900110	平成30年12月9日	令和元年5月20日	自転車	CR60TP	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。調査の結果、当該製品は、ハンドルがロックされた状態で過大な力が加わると使用者に異常を知らせるためにハンドルロックのケースを意図的に破損させる設計であったが、ケースが破損すると内部のロックレバーの動きをガイドする溝が広がってロックレバーがカムから外れ、振動等でロックレバーが動いて意図せずロックが掛かる危険性に対して、技術的な保護対策が講じられていなかったため、ハンドルロックのケースが破損していた状態で走行した際に突然ハンドルがロックしたものと推定される。	大阪府	令和元年5月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A201900122	令和元年5月12日	令和元年5月22日	充電器(草刈機用)	LBC-2AJ120 (株式会社山善ブランド)	株式会社サカソウインベント(株式会社山善ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の平滑用コンデンサーに不具合があったため、過電圧を生じて制御用トランジスターが短絡故障し、過充電保護機能が働かず、接続していたバッテリーへの充電が継続し、過充電状態になったリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火し、当該製品が類焼したものと推定される。	青森県	令和元年5月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年11月5日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 25.7%
A201900212	令和元年5月31日	令和元年6月21日	フードミキサー(ブレンダー)	HBL-200	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、左手指を負傷した。調査の結果、当該製品は、ブレンダーの軸を軸受に固定するための部品が脱落したため、使用中にブレンダー軸先端のブレードがブレードガードから突出し、使用者の指に当たったものと推定されるが、固定部品が脱落した時期及び原因が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	千葉県	令和元年6月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900235	平成30年7月4日	令和元年6月27日	電動アシスト自転車	A6L39	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	<p>当該製品をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。</p> <p>調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや運動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「インジケーターが青であること。」「かんぬきが完全に戻っていることを確認する。」旨、記載されており、使用者がハンドルロックの開錠を確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられる。</p>	大阪府	<p>令和元年7月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの</p> <p>令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照)</p> <p>改修率: 16.1%</p>
A201900346	令和元年5月4日	令和元年8月8日	電動アシスト自転車	F6DB38	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	<p>学校で当該製品のスタンドを立てたところ、当該製品のバッテリーが落下し、右足指を負傷した。</p> <p>調査の結果、当該製品は、バッテリーが半ロック状態でも電動アシスト機能が作動し、通常走行できる構造であったため、使用者がバッテリーが半ロック状態であることに気付かず、両立スタンドを立てたときの衝撃でバッテリーが落下したものと推定されるが、使用者がバッテリーが確実にロックされていることを確認しなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。</p> <p>なお、取扱説明書には、「バッテリーが確実に装着されていないと、バッテリーが落下するおそれがある。バッテリーを取り付けた後は、確実にロックされていることを確認する。」旨、記載されている。</p>	東京都	<p>令和元年8月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの</p>

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900865	令和元年8月23日	令和元年12月2日	電動アシスト自転車	A6D84	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	<p>使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。</p> <p>調査の結果、当該製品は、ハンドルがロックされた状態で過大な力が加わると使用者に異常を知らせるためにハンドルロックのケースを意図的に破損させる設計であったが、ケースが破損すると内部のロックレバーの動きをガイドする溝が広がってロックレバーがカムから外れ、振動等でロックレバーが動いて意図せずロックが掛かる危険性に対して、技術的な保護対策が講じられていなかったため、ハンドルロックのケースが破損した状態で走行した際に突然ハンドルがロックしたものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、開錠後の乗車前に、「ハンドルロックのケースに破損がないことを必ず確認する。」旨、及び「破損があるまま走行すると、後輪やハンドルがロックされ、事故やけがの恐れがあり危険である。」旨、記載されている。</p>	千葉県	令和元年12月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A201901080	平成30年7月9日	令和2年1月28日	自転車	JB60TP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	<p>使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。</p> <p>調査の結果、当該製品は、ハンドルがロックされた状態で過大な力が加わると使用者に異常を知らせるためにハンドルロックのケースを意図的に破損させる設計であったが、ケースが破損すると内部のロックレバーの動きをガイドする溝が広がってロックレバーがカムから外れ、振動等でロックレバーが動いて意図せずロックが掛かる危険性に対して、技術的な保護対策が講じられていなかったため、ハンドルロックのケースが破損していた状態で走行した際に突然ハンドルがロックしたものと推定される。</p>	東京都	令和2年1月31日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A201901134	令和2年1月14日	令和2年2月10日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	KSL-881	株式会社ジェ・ネット(輸入事業者)	火災	<p>当該製品を焼損する火災が発生した。</p> <p>調査の結果、当該製品は、電源電線とヒーター管を接続する接続端子の接触不良等により、発熱・発火したものと推定される。</p>	岡山県	令和2年2月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成13年11月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 32.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000987	令和3年2月	令和3年3月22日	インソール	重傷1名	靴に当該製品を入れて履いていたところ、足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月14日
A202000989	令和3年2月19日	令和3年3月22日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月12日
A202000990	令和3年3月9日	令和3年3月23日	IH調理器	火災	学校で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	製造から15年以上経過した製品
A202000991	令和3年2月6日	令和3年3月23日	介護ベッド	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、背上げ部を起こしていたところ、急に背上げ部が下がり、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月15日
A202000992	令和3年3月13日	令和3年3月23日	電気冷凍庫	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202000993	令和3年1月25日	令和3年3月23日	脚立(伸縮式、アルミニウム合金製)	重傷1名	作業現場で当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月11日
A202000994	令和3年3月8日	令和3年3月24日	電動アシスト自転車	重傷1名	店舗の駐車場で当該製品を使用中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202000995	令和3年2月9日	令和3年3月24日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務室で当該製品を他社製の延長コード及びACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月15日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

自転車（管理番号：A201800340）



フードミキサー（ブレンダー）（管理番号：A201900212）



電動アシスト自転車（管理番号：A201900346）

